

## 応 募 要 領

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(以下「国際農研」という。)が公募する委託研究の受託を希望する者は、この要領に従い提案してください。

### 1. 委託研究課題名

「圃場試験開始前の中型土壤動物相の評価」

### 2. 委託研究の目的及び内容

#### (1) 目的

国際農研の気候変動総合プロジェクトの課題「熱帯湿潤地域の土壤炭素貯留ポテンシャルの規定要因解明と炭素貯留技術の評価」では、農地土壤への炭素貯留技術の開発を目的として、土壤炭素貯留に影響を与える物理的・化学的・生物学的要因を調べる。

これまでの研究から、農地管理に対する土壤炭素の応答は、土壤の諸性質だけでなく有機物の分解様式の影響を受けている可能性が極めて高い。土壤を生息場とするダニ類やトビムシ類などの小型節足動物は、体長が2 mm程度の中型土壤動物に位置付けられ、腐植やカビを摂食する種が多いことから土壤微生物との相互作用によって有機物分解に影響を与えられられる。そこで、有機物施用などを要因とした農地管理に有機物分解に係る中型土壤動物がどのように応答するかを明らかにする必要がある。本委託研究では、試験を開始する前の試験圃場の現状を把握するため、中型土壤動物相を評価することを目的とする。

#### (2) 研究内容

試験実施予定地である石垣島(沖縄県石垣市)の4つのサトウキビ栽培圃場の中型土壤動物相を明らかにする。中型土壤動物(体長2mm程度)の出現個体数のうち8割程度が小型節足動物であるダニ類およびトビムシ類と考えられるため、本課題では中型土壤動物の中でもダニ類およびトビムシ類を対象とする。ダニ類およびトビムシ類は、ハンドソーティング法で収集することが困難であるため、ツルグレン装置を用いて収集する。対象とする土壤は国際農研から提供される。

#### i. 概要

土壤をツルグレン装置に3日間静置し、中型土壤動物を抽出する。抽出した生物試料は80%エチルアルコールで満たした容器に浸漬・固定し、保存する。ダニ類およびトビムシ類の同定および個体数のカウントを実施するために、抽出した各試料の中型土壤動物を実体顕微鏡下で全て拾い上げ、ホイヤー氏液を用いたプレパラートの作成を行う。光学顕微鏡を用いてプレパラートを観察し、ダニ類及びトビムシ類の評価を行う。想定される土壤の試料数は、それぞれの圃場において5カ所ずつ、合計20点である。1カ所の土壤(生土)重量は150g程度である。

#### ii. 調査項目

1. ダニ類・トビムシ類は目レベルで個体数を計測する。
2. トビムシ目とササラダニ亜目は属から種レベルで同定し、個体数を計測する。

### 3. 委託研究期間

契約締結日から令和5年2月28日までとします。

### 4. 委託研究経費

- (1) 経費は、国際農研運営費交付金から支出します。
- (2) 経費(契約限度額)は、上限296,600円とします。

### 5. 選定対象機関数

本委託研究は、上記2に定める委託研究を実施できる1機関を選定します。

## 6. 提出書類

提案者が提出すべき資料は次のとおりです。

資料の名称	資料の内容及び留意事項
参加申込書(様式第1号)	・委託研究の研究計画に関する提案へ参加を希望する旨を記したもの ・研究担当者及び事務担当者の所属、氏名、連絡先(電話番号・FAX番号、メールアドレス)を明記してください
研究計画書(様式第2号)	・上記2. から5. を踏まえつつ、研究計画、実施体制、実施スケジュール及び内容を記載したもの ・補足資料(研究担当者の経歴、研究実績等) ・特段の専門的知識がなくても評価が可能なよう、わかりやすく説明してください
見積書(積算内訳)(様式第3号)	・研究計画書の提案を実施するにあたって、必要な経費の積算をまとめたもの ・委託費に計上できる経費は14. 委託費の内容に記載しているとおりです

※提案者は、上記のほか、参加資格を満たしていることを証明する資格審査結果通知書の写等、を提出してください。

## 7. 審査方法

### (1) 委託研究審査委員会

- ①委託研究審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査を行い、審議の上、契約候補者を選定します。
- ②研究計画書等の審査を行うため、必要に応じ、提案者から研究計画書等の内容について、別途ヒアリングを実施することがあります。ヒアリングの開催日時及び場所等の詳細については、提案者に対して連絡します。なお、ヒアリングへの参加に要する費用は提案者が負担してください。
- ③審査委員会は非公開で行います。審査の過程に関する問い合わせには応じられません。

### (2) 審査基準

契約候補者の選定は、以下の基準に従って行います。

- ①目的を的確に理解しているか。
- ②研究の実施手順は適切であるか。
- ③研究課題を的確に実施するために必要な知見・知識を有しているか。
- ④目的に対して適切な実施計画となっているか。
- ⑤予算計画が妥当であるか。
- ⑥研究開発の実施体制や管理能力は優れているか。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は全ての参加者に通知し、契約予定者については国際農研ホームページにて公表します。

## 8. 企画提案に要する費用の負担

企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

## 9. 研究計画書等の取扱い

提出された研究計画書等は、国際農研において適切に管理し、提案者へ返却いたしません。また、研究計画書等は本委託研究に係る業務のために利用・提供する場合及び法令等に基づき行政機関から情報提供を求められた場合を除き、提案者に無断で使用することはありません。

## 10. 情報セキュリティー体制の確保

- (1)本委託研究の実施にあたって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に国際農研と協議するものとします。

- ①契約履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい業務に従事する情報管理責任者を確保すること。
  - ②情報管理責任者が、契約の履行に必要な若しくは有用なまたは背景となる経歴、知見、資格、語学、文化的背景、業績等を有すること。
  - ③情報管理責任者が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。
- (2) 本委託研究に係る契約の履行に際し知り得た要保護情報(国際農研が所掌する事務・事業に係る情報であって公になっていない情報のうち、当該委託研究の履行のために国際農研から提供された情報であって、「機密性」「完全性」「可用性」の対応が必要な情報であり、受託者においても情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。)の取扱いにあたっては、別添「調達における情報セキュリティ基準」に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に要保護情報の取扱いについては、次の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には遅滞なく国際農研に通知するものとします。
- ①委託研究契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、国際農研が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保証する実施体制
  - ②国際農研の同意を得た指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保証する実施体制
  - ③国際農研が書面により個別に許可した場合を除き、受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する実施体制
- (3) 提案者は、上記(1)及び(2)を踏まえて研究企画書に情報管理責任者の経歴等を記載してください。また、契約締結後速やかに別添「調達における情報セキュリティ基準」2.(8)に規定する「情報セキュリティ実施手順」を規定してその写しを提出して頂く必要があります。

## 11. 情報セキュリティに関する遵守事項

- (1) 受託者に提供する情報は、本委託研究を遂行するためのものである。業務の遂行以外の目的で情報を利用しないこと。
- (2) 受託者は、「調達における情報セキュリティ基準」に則り、情報の取扱い、情報セキュリティインシデント等への対処体制等に関する情報セキュリティ実施手順を作成し、国際農研の確認を受けること。
- (3) 本委託研究の実施にあたり、受託者は国際農研の意図しない変更が行われないことを保証するための品質保証体制を定め、国際農研に提出すること。国際農研の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等国際農研と連携して原因を調査し排除するための手順及び体制を整備すること。
- (4) 受託者の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を提出すること。
- (5) 本委託研究において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに国際農研に報告しなければならない。
- (6) 本委託研究の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国際農研は、本要領において求める情報セキュリティ対策の実績について、随時報告を求めることができる。
- (7) 上記の報告に基づき、情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を国際農研が認めた場合は、両者による協議を行い、合意した対応を採ること。
- (8) 本要領において国際農研が求めるセキュリティ要件及び受託者が本委託研究の遂行のために整備したセキュリティ対策を、本委託研究に従事する全ての者に周知徹底すること。
- (9) 国際農研内で業務を遂行する際、受託者が持ち込んだ機器の国際農研内通信回線への接続は禁止とする。
- (10) 本委託研究で取り扱う各種情報のうち、要保護情報として取り扱う情報の範囲及びその格付け・取扱制限、パスワード生成ルール等については、初回ミーティング等で共有するなど、必要となる対策を検討し、実施すること。
- (11) 本委託研究で取り扱う要保護情報が不要になった場合は、確実に返却または抹消すること。

## 12. 研究成果

### (1) 実績報告書

受託者は、委託研究契約期間終了時までには実績報告書を国際農研理事長に提出してください。

### (2) 研究成果の帰属

本委託研究を実施することにより次の各号の特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権は国際農研に帰属しますが、遵守を明記した研究成果報告書を提出して頂くことを条件に受託者とすることができます。(詳細については、お問い合わせ下さい。)

- ①特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- ②実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- ③意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- ④品種登録を受ける地位又は育成者権
- ⑤著作権

### 13. 研究上の不正への対応

研究上の不正(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関し、国際農研では、「国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する規程」(18国研セ第3-72号)を策定しており、本委託により実施する研究活動には本規程が適用されます。

- ①不正行為に係る通報があった等の場合には、受託先には、必要な調査の実施、不正行為が行われたか否かの認定、結果の報告等が求められます。
- ②不正行為が行われたと認定された場合、委託研究の中止、不採択、委託費の返還等の措置が行われることがあります。
- ③不正行為に関与したと認定された者、及び不正行為に関与しなかったものの責任者としての注意責任を怠ったなど一定の責任があるとされた等の者については、一定期間、国際農研からの委託研究への参画が制限されます。また、農林水産省をはじめとする各府省等の競争的資金等についても応募が制限されることがあります。

### 14. 再委託について

本委託研究の全部又は一部を第三者に委託することは出来ません。

### 15. 委託費の内容

委託経費として計上できる経費は、本委託研究の遂行及び研究成果の取りまとめに当たって必要な経費に限ります。具体的には次の経費とします。

#### 1) 直接経費: 研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

##### (1) 人件費

本委託研究に直接従事する研究担当者等の人件費

なお、国あるいは、地方公共団体からの交付金等で職員分の人件費を負担している法人(地方公共団体を含む)については、職員分の人件費は計上できません。

##### (2) 旅費

国内及び外国への出張に係る経費。

##### (3) 謝金

研究協力等で協力を得た者に対する謝金

##### (4) 試験研究費

①機械・備品: 耐用年数 1 年以上かつ取得価格 10 万円以上の物品。委託研究実施計画書の物品購入計画に記載されたものに限り。什器・事務機器などの汎用品の購入は原則認められません。

②消耗品費: 機械・備品に該当しない物品。事務用品、書籍などの汎用品の購入は原則認められません。

③印刷製本費: 報告書、資料等の印刷、製本に係る経費

④賃金: 本委託研究に従事する研究補助者等に係る賃金

⑤雑役務費: 物品の加工、試料等の運搬、外注分析

##### 2) 一般管理費

人件費及び事業費以外で当該委託研究を遂行するために必要な経費。使用内訳と積算根拠を明確にさせていただく必要があります。合理的な按分方法により算出してください。

上記(4)試験研究費の15%以内で計上可能。

##### 3) 消費税等相当額

上記1)及び2)の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%。

16. 応募・照会窓口

〒305-8686 茨城県つくば市大わし1-1

国際農研 企画連携部研究支援室研究業務推進科

電話:029-838-6372 FAX:029-838-6337

メールアドレス : jircas-rss@ml.affrc.go.jp